

平成28年第3回那珂川町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成28年5月6日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第1号 那珂川町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について
(町長提出)
- 日程第 4 議案第1号 那珂川町監査委員の選任同意について (町長提出)
- 日程第 5 議案第2号 那珂川町新庁舎(付属棟)建設工事請負契約の締結について
(町長提出)
- 日程第 6 常任委員の選任
- 日程第 7 議会運営委員の選任

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第1号 那珂川町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について
(町長提出)
- 日程第 4 議案第1号 那珂川町監査委員の選任同意について (町長提出)
- 日程第 5 議案第2号 那珂川町新庁舎(付属棟)建設工事請負契約の締結について
(町長提出)
- 日程第 6 常任委員の選任
- 日程第 7 議会運営委員の選任
- 追加日程第 1 議長の辞職について
- 追加日程第 2 議長の選挙
- 追加日程第 3 副議長の辞職について
- 追加日程第 4 副議長の選挙
- 追加日程第 5 議席の一部変更

- 追加日程第 6 議会広報特別委員の辞任について
- 追加日程第 7 議会広報特別委員の選任
- 追加日程第 8 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選出
- 追加日程第 9 総務企画常任委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第 10 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第 11 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第 12 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第 13 議会広報特別委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（14名）

1番	鈴木 繁 君	3番	石川 和美 君
4番	佐藤 信親 君	5番	益子 輝夫 君
6番	大森 富夫 君	7番	塚田 秀知 君
8番	益子 明美 君	9番	岩村 文郎 君
10番	川上 要一 君	11番	阿久津 武之 君
12番	橋本 操 君	13番	石田 彬良 君
14番	小川 洋一 君	15番	大金 市美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	福島 泰夫 君	副 町 長	岡 由樹夫 君
教 育 長	小川 浩子 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 村 正 水 君
総 務 課 長	橋本 民夫 君	企画財政課長	佐藤 美彦 君
税 務 課 長	稲澤 正広 君	住民生活課長	鈴木 真也 君
環境総合推進 室 長	鈴木 雄一 君	健康福祉課長	立 花 喜久江 君
子 育 て 支 援 課 長	小川 一好 君	建 設 課 長	穴 山 喜一郎 君
農林振興課長	坂 尾 一 美 君	商工観光課長	板 橋 了 寿 君
総合窓口課長	薄 井 桂 子 君	上下水道課長	田 代 喜 好 君
農 業 委 員 会 農 事 務 局 長	大森 新一 君	学校教育課長	薄 井 健 一 君

生涯学習課長 笹 沼 公 一 君

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局 長 高 林 伸 栄 書 記 岩 村 房 行

書 記 長 家 佳奈子 書 記 岡 多恵子

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（大金市美君） ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第3回那珂川町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（大金市美君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大金市美君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しましたとおりでありますので、ごらんいただきたいと思えます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大金市美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、12番、橋本 操君及び13番、石田 彬良君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大金市美君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第3、承認第1号 那珂川町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、平成28年第3回那珂川町議会臨時会にご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

初めに、先月の熊本地震により犠牲となった方々、被害に遭われた方々に深くお見舞いを申し上げ、無念にもお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたします。

現在、町では社会福祉協議会と連携し、義援金の受け付けを行なっております。受付場所は、役場1階窓口、小川庁舎1階窓口、社会福祉協議会、小川総合福祉センター、道の駅レストランばとう、道の駅内農産物販売所、観光センター、ゆりがねの湯、そしてまほろばの湯の計9カ所であります。一刻も早く復興への道が軌道に乗りますことをご祈念申し上げますとともに、議員各位並びに町民の皆様からの温かいご支援をよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいま上程されました承認第1号 那珂川町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律などが平成28年3月31日に公布されたことにより、原則として、平成28年4月1日から施行されることとなりました。これに伴いまして、那珂川町税条例等についても、所要の改正を行う必要が生じたため、平成28年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、

議会にご報告申し上げ、承認を求めるものです。

今回の主な改正点は、自動車取得税が廃止されることに伴う軽自動車税の環境性能割の創設と現行のグリーン化特例措置の1年間の延長であります。また、法人町民税の法人税割の税率の引き下げ、個人町民税と法人町民税の延滞金の計算期間の見直し及び個人町民税の特定一般用医薬品等購入費に係る医療費控除の特例の創設などであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 税務課長。

○税務課長（稲澤正広君） 補足説明を申し上げます。

お手元の議案書に添付してあります参考資料、那珂川町税条例等の一部を改正する条例の改正概要により説明いたしますので、ごらんいただきたいと思えます。

1の改正理由につきましては、平成28年3月31日に可決されました地方税法等の一部を改正する等の法律、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の公布によりまして、一部の規定を除き、原則として平成28年4月1日から施行されることとなりましたので、これに伴いまして、那珂川町税条例及び那珂川町税条例等の一部を改正する条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正する条例名ですが、第1条におきまして平成17年那珂川町条例第56号の那珂川町税条例、第2条におきまして平成26年那珂川町条例第12号の那珂川町税条例等の一部を改正する条例、第3条におきまして平成27年那珂川町条例第27号の那珂川町税条例等の一部を改正する条例であります。

条例の改正内容をご説明する前に、今回の地方税法等の改正に伴いまして、自動車税と軽自動車税については課税制度が大きく変わりますので、最初に環境性能割の概要につきまして、ご説明を申し上げたいと思えます。

お手数ではありますが、お手元の参考資料の最後の6ページをごらんいただきたいと思えます。

都道府県税の自動車税及び市町村税の軽自動車税につきましては、平成29年4月1日に消費税率が10%に引き上げることにより、大きく変わります。自動車取得税が廃止になり、新たに自動車税の環境性能割と軽自動車税の環境性能割が賦課徴収されることとなります。これに伴いまして、従前の自動車税は、自動車税種別割に、従前の軽自動車税は軽自動車税種

別割になります。なお、軽自動車税環境性能割の賦課徴収につきましては、市町村税ではあるものの当分の間、都道府県が代行して賦課徴収を実施し、市町村に一定の割合で交付金として交付されることとなります。

また、軽自動車税環境性能割の徴収取扱費については、市町村が都道府県に事務費として支払うこととなります。

以上が、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の概要であります。

それでは、今回の条例の改正内容等につきましてご説明申し上げますので、参考資料の1ページをごらんください。

まず、第1条の改正内容であります。那珂川町条例第18条の2につきましては、行政不服審査法等の施行に伴う改正であり、不服申し立てを審査請求に改正する文言の整理です。

次に、同条例第18条の3は、軽自動車税の環境性能割導入の改正に伴う改正であり、附則第15条の2の規定により、当分の間、環境性能割の賦課徴収は県が行うことと規定していることから、町長が納税証明できる事項としては、種別割の滞納分に限定するものです。

また、二輪の改正については、字句の整理です。

次に、同条例第19条の改正は、環境性能割の申告納付について納期限後に納付し、または納入する税金、または納入金に係る延滞金の取り扱いについての規定を追加するものであります。

また、同条におけるもう一つの改正は地方税法等の改正により、延滞金の計算期間についての期日に関する規定を経過する日と定める法人町民税と、経過する日までの期間と定める環境性能割と町たばこ税等に分離する改正規定です。

同条例第34条の4の法人町民税の法人税割の税率についてであります。法人税割を現行の12.1%から8.4%に引き下げるものであります。なお、この引き下げ相当分につきましては、国税である地方法人税の引き上げが行われるものであります。

次に、同条例第43条の改正は、国税における延滞税の計算期間等の見直しに準じまして、個人町民税の延滞金の計算期間から一定の期間を控除する見直し規定であります。

続きまして、参考資料の2ページをごらんください。

同条例第48条の法人の町民税の申告納付についての改正であります。第43条の個人の町民税に係る延滞金の改正規定と同様であり、法人町民税の延滞金の計算期間から一定の期間を控除する見直し規定であります。

次に、同条例第50条につきましては、第43条及び第48条と同様な理由により、法人町民

税の不足税額の納付に係る延滞金についての改正であります。

次に、同条例第56条の改正につきましては、独立行政法人の統合により、名称を変更する改正であり、独立行政法人等のうち、独立行政法人労働者健康福祉機構と独立行政法人労働安全衛生総合研究所が統合し、新たに独立行政法人労働者健康安全機構になったことによるものです。

次に、同条例第59条の改正であります。第56条の改正理由と同様に固定資産の当該所有者として、独立行政法人労働者健康安全機構を追加する規定であります。

続きまして、同条例第80条の軽自動車税の納税義務者等の改正につきましては、環境性能割の納税義務者等を定めるとともに、軽自動車税を種別割に名称を改める改正であります。

次に、同条例第81条の軽自動車税のみなし課税につきましては、所有権留保つき売買契約等いわゆるリース契約などの軽自動車等に対する税の賦課規定を新たに定めるものです。

同条例第81条の2の日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車の非課税の範囲を定める条項については、改正前の那珂川町税条例第80条の2の組み替えです。

同条例第81条の3の環境性能割の課税標準については、地方税法施行規則第15条の10の規定により、町条例において定めるものとされていることから、軽自動車等の車体の価格と定めるものです。

次に、同条例第81条の4の環境性能割の税率であります。三輪以上の軽自動車の車体価格に対して、地方税法第451条第1項、第2項及び第3項の規定により、それぞれ1%、2%及び3%と定めるものです。なお、営業用の自動車と軽自動車については、当分の間、税率の上限を2%とすることを附則において別途定めております。

続きまして、同条例第81条の5については、環境性能割の徴収の方法を定めるもので、その方法を所有者等の申告納付によるものと定めるものです。

次に、同条例第81条の6については、第81条の5で定めました徴収の方法である申告納付について、申告すべき日時及び申告書または報告書の様式を定めるものです。

続きまして、参考資料の3ページをごらんください。

同条例第81条の7については、環境性能割の申告者等に関する過料を定めるものであり、過料の金額を10万円以下、過料の納期限を納入通知書の発布後10日以内と定めるものです。

続いて、同条例第81条の8であります。環境性能割の減免を定める規定であります。この減免については、規則で定めるものとしておりますが、施行日が平成29年4月1日であることと環境性能割の賦課徴収が当分の間、栃木県であることから、規則で定める条項につい

ては、今後速やかに県との協議を行った上で定めたいと考えております。

次に、同条例第82条の改正であります。現行の軽自動車税を種別割へ名称変更及び条例本則の見出しの符合と、字句の整理であります。

同条例第83条から同条例第91条までの改正は、現行の軽自動車税の名称を種別割へ変更することと文言の整理などです。

以上が第1条の本則の改正であります。

次に、第1条の附則についてご説明を申し上げます。

附則第6条は個人町民税におきまして、医療費控除の特例を定めるものです。

この内容につきましては、平成30年度から平成34年度までの昨年度分の個人町民税におきまして、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の創設であります。セルフメディケーションいわゆる自主服薬の推進のためのスイッチOTC薬控除といわれるものであります。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告であり、地方税法施行令附則第12条第36項の改正による改正であります。

続きまして、参考資料の4ページをごらんください。

附則第15条の2であります。軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例を定めるもので、当分の間、県が行うこととするものです。

次に、附則第15条の3であります。軽自動車税の環境性能割の減免の特例を定めるもので、附則第15条の2の規定において当分の間、県が当該環境性能割を賦課徴収することから、減免につきましても特例を定めるものです。

次に、附則第15条の4であります。軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例を定めるもので賦課徴収及び減免と同様に当分の間、納税義務者は県に対して申告納付をする特例規定であります。

次に、附則第15条の5であります。軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付について定めるもので、環境性能割の賦課徴収に関する事務費の費用負担について町が県に交付する規定であります。

次に、附則第15条の6ですが、軽自動車税の環境性能割の税率の特例を定めるものであります。本則第81条の4の規定により、環境性能割の税率は地方税法第451条第1項、第2項及び第3項に掲げる区分においてそれぞれ1%、2%及び3%と定めておりますが、この税率をそれぞれ0.5%、1%及び2%と定めるものです。

続きまして、附則第16条の軽自動車税の種別割の税率の特例であります。地方税法附則第30条の改正によるもので、軽自動車税の種別割のグリーン化特例を1年延長し、現行の軽自動車税を種別割に名称を変更する改正です。

次に、第2条による改正であります。平成26年5月8日に専決処分の承認をいただきました那珂川町税条例等の一部を改正する条例の一部改正についてご説明いたします。

附則第6条の改正であります。平成26年に改正されました地方税法附則第15条の改正による改正であります。

改正の内容につきましては、平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた軽自動車の税率についての経過措置を定めるものであります。また、軽自動車税を種別割に名称を変更するものであります。

次に、第3条による改正であります。平成27年6月3日に専決処分の承認をいただきました那珂川町税条例等の一部を改正する条例の一部改正についてご説明いたします。

平成27年に改正いたしました那珂川町税条例等の一部を改正する条例の附則第5条の改正です。

これは、町たばこ税に関する経過措置の改正であります。今回の那珂川町税条例等の一部を改正する条例第19条の改正に伴う所要の規定の整備と、平成27年に改正されました地方税法附則第20条の改正による改正などであります。なお、今回の改正条例第19条による改正部分の施行日は平成28年4月1日ですが、それ以外の施行日平成29年1月1日です。

最後に、今回の那珂川町税条例等の一部を改正する条例の附則の内容についてご説明いたします。

附則第1条は、施行期日を定めるものです。

施行期日は、原則といたしまして平成28年4月1日ですが、同条第1号の規定によるものが平成29年1月1日、同条第2号の規定によるものが平成29年4月1日、同条第3号の規定によるものが平成30年1月1日です。

続きまして、参考資料の5ページをごらんください。

次に、附則第2条であります。町民税の経過措置を定めるものです。

改正された個人の町民税の延滞金及び法人の町民税の事業年度区分と延滞金の規定の適用区分を規定するものです。

次に、附則第3条であります。固定資産税の経過措置を定めるもので、改正された固定資産税の規定の適用区分を規定するものです。

最後に、附則第4条であります。軽自動車税に関する経過措置を定めるもので、改正された軽自動車税の環境性能割と種別割の規定の適用区分を規定するものです。

以上で、承認第1号 那珂川町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について補足説明を終わります。

○議長（大田市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大田市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大田市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

承認第1号 那珂川町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大田市美君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議長交代

○議長（大田市美君） それでは、ここで私のほうから発言させていただきます。

このたび一身上の都合によりまして、議事の進行をただいまから副議長の阿久津武之君にお願いしたいと思っておりますので、阿久津副議長よろしく申し上げます。

休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時24分

〔副議長 議長席につく〕

◎日程の追加

○副議長（阿久津武之君） 再開します。

議長、大金市美君から議長の辞職願が提出されています。

お諮りいたします。

議長の辞職について日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し直ちに議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（阿久津武之君） 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職について日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議長の辞職について

○副議長（阿久津武之君） 追加日程第1、議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により大金市美君の退場を求めます。

〔15番 大金市美君退場〕

○副議長（阿久津武之君） 追加日程第1を配付いたします。

〔配布〕

○副議長（阿久津武之君） お諮りします。

大金市美君の議長の辞職を許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（阿久津武之君） 異議なしと認めます。

よって、大金市美君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

大金市美君の入場を許します。

〔15番 大金市美君入場〕

○副議長（阿久津武之君） 大金市美君に申し上げます。

議長の辞職は、許可されました。

◎議長退任挨拶

○副議長（阿久津武之君） ここで、大金市美君の発言を許します。

〔15番 大金市美君登壇〕

○15番（大金市美君） それでは、お礼を含めまして、挨拶を申し上げたいと思います。

延べで2年5カ月間皆様に支えられながら、何とか議長職を務めさせていただきました。いろいろ課題、問題がございましたけれども、何とかまがりなりにやってこられたかというふうに思っております。改めて感謝を申し上げます。

これからは、一議員として那珂川町のために全身全霊で頑張ってまいりますので、今後ともお願い申し上げます、ともにお礼の挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。（拍手）

◎日程の追加

○副議長（阿久津武之君） ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し直ちに議長の選挙を行いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（阿久津武之君） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し直ちに議長の選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2を配付いたします。

〔配布〕

◎議長選挙

○副議長（阿久津武之君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

〔「議長」と言う人あり〕

○13番（石田彬良君） 動議を提出いたします。

議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選によることを望みます。

〔「賛成」と言う人あり〕

○副議長（阿久津武之君） ただいま、石田彬良君から議長の選挙の方法について、指名推選によるとの動議が提出されました。

この動議は、1名以上の賛成者がありますので、成立しました。

指名推選による動議を直ちに議題として採決いたします。

お諮りいたします。

この動議のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（阿久津武之君） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙の方法は、指名推選によるとの動議は可決されました。

〔「議長」と言う人あり〕

○副議長（阿久津武之君） 休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時33分

○副議長（阿久津武之君） 再開します。

○13番（石田彬良君） 動議を提出します。

動議の指名の方法については、小川洋一君が指名者となることを望みます。

〔「賛成」と言う人あり〕

○副議長（阿久津武之君） ただいま、石田彬良君から指名の方法については小川洋一君が指

名者になるとの動議が提出されました。

この動議は、1名以上の賛成者がありますので、成立しました。

小川洋一君を指名者とするこの動議を直ちに議題として採決いたします。

お諮りいたします。

この動議のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（阿久津武之君） 異議なしと認めます。

よって、小川洋一君が指名者となることに決定しました。

小川洋一君、指名をお願いします。

○14番（小川洋一君） 議長に塚田秀知議員を指名いたします。

○副議長（阿久津武之君） お諮りいたします。

ただいま、小川洋一君が指名しました塚田秀知君を議長の当選人と定めることに、異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（阿久津武之君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました塚田秀知君が議長に当選となりました。

◎議長挨拶

○副議長（阿久津武之君） ただいま議長に当選されました塚田秀知君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

塚田秀知君の発言を許します。

〔議長 塚田秀知君登壇〕

○議長（塚田秀知君） 就任の挨拶の前に、4月14日に九州の熊本県や大分県で発生した地震で尊い命を落とされた方、またけがをされた方、甚大な被害を受けた方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。

それでは、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまの議会におきまして、議員各位のご推挙により、議長という要職に就くことになり、責任の重さに身も心も引き締まる思いでございます。

私は、本町議会議員としての経験も浅く、浅学非才であり、その器でないことをよく承知しておりますが、議員各位のご指導、ご協力をまずもってお願いを申し上げます。

住民各層の期待に応えられますよう、さらなる努力をする覚悟でございます。なお、議会運営に当たりましては、不偏不党、公平無私の立場を堅持し、融和を第一に円滑な議会運営を図るよう努めてまいります。

町の課題として、少子高齢化、人口減少の問題が取り沙汰されて、時間がたっても今なお解決の糸口が見い出せない今日です。しかしながら、この問題については、どこの市町村におかれても大きな課題でもあります。

さらに、馬頭高校の存続の問題、産業廃棄物処分場と東日本大震災における放射能廃棄物との関係、今なお国会で議論されている農業に関するTPPが国会を通った場合の当町農業に与える影響など、議会に直面する課題が山積しておりますが、議会が一つになり町民目線に立ち、議会改革をさらに推進するとともに、さまざまな課題解決に一層努力する必要があると認識しておりますが、言うはたやすく行うは難しのことわざもあり、一朝一夕で解決は難しいと考えますが、挑戦者の気持ちを忘れることなく、町執行部に対しても時には苦言や提言など、ともに切磋琢磨し、また時には町民各層の知恵をおかりし、那珂川町が誰からも住みよい町と思われるような郷土づくりに励んでまいりたいと思っております。

結びに当たり、町民皆様の一層のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、ご健勝、ご多幸をお祈り申し上げ、就任のご挨拶といたします。

本日は、大変ありがとうございました。（拍手）

○副議長（阿久津武之君） 私の職務は終了しましたので、議長と交代します。

ご協力ありがとうございます。

休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時42分

○議長（塚田秀知君） 再開します。

◎日程の追加

○議長（塚田秀知君） 副議長、阿久津武之君から副議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し直ちに議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎副議長の辞職について

○議長（塚田秀知君） 追加日程第3、副議長の辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により阿久津武之君の退場を求めます。

〔11番 阿久津武之君退場〕

○議長（塚田秀知君） 追加日程第3を配付します。

〔配布〕

○議長（塚田秀知君） お諮りします。

阿久津武之君の副議長の辞職を許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、阿久津武之君からの副議長の辞職を許可することに決定しました。

阿久津武之君の入場を許可します。

〔11番 阿久津武之君入場〕

○議長（塚田秀知君） 阿久津武之君に申し上げます。

副議長の辞職は、許可されました。

◎副議長退任挨拶

○議長（塚田秀知君）　ここで、阿久津武之君の発言を許します。

〔11番　阿久津武之君登壇〕

○11番（阿久津武之君）　2年間でしたが、大変皆さんにはお世話になりました。多くの町民と接する機会ができました。いろいろ考えはあるんだなということも、これからの私の議員活動の支えになっていくのかなというふうに考えております。

今後につきましては、少しでも那珂川町が元気になるように地域の活性化のために努力してまいりたいというふうに考えております。

今後ともよろしくお願いします。（拍手）

◎日程の追加

○議長（塚田秀知君）　ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更し直ちに副議長の選挙を行いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君）　異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更し副議長の選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第4を配付します。

〔配布〕

◎副議長の選挙

○議長（塚田秀知君）　追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

副議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

議長において、指名することに決定いたしました。

副議長に佐藤信親君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました佐藤信親君を副議長の当選人と決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました佐藤信親君が副議長に当選いたしました。

◎副議長挨拶

○議長（塚田秀知君） ただいま副議長に当選された佐藤信親君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

佐藤信親君の発言を許します。

〔4番 佐藤信親君登壇〕

○4番（佐藤信親君） ただいま副議長に当選させていただきましたこと、まことにありがとうございます。

事の重大さに今改めて気づいております。今、心臓が割れるような思いでございます。

先ほど来、議長が申しましたとおり、私はその実現に向けて陰ながら補佐してまいりたいというふうに考えております。

また、議会改革、また議会運営等についてもまだまだ半ばでございます。さらに議長と協

力し、また皆様方のご協力とご支援をいただきながら、円滑に進めていきたいというふうに思っております。

また、町民から信頼を得られるような議員活動、議会活動ができることを望んでいるわけでございます。皆様方のこれからのご支援、ご鞭撻よろしくお願い申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。（拍手）

◎日程の追加

○議長（塚田秀知君） お諮りします。

議長及び副議長の選挙に伴い、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議席の一部の変更を行うことに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、議席の一部変更を行うことに決定いたしました。

◎議席の一部変更

○議長（塚田秀知君） 追加日程第5、議席の一部変更を行います。

休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時57分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部変更を行います。

変更した議席は、お手元に配付しました議席表のとおりです。

議席の移動のため休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前10時59分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第4、議案第1号 那珂川町監査委員の選任同意についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、13番、小川洋一君の退席を求めます。

〔13番 小川洋一君退場〕

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） まず、初めに先ほどの正副議長の選挙によりまして、議長に塚田議員、副議長に佐藤議員が当選されました。お喜びを申し上げますとともに、適正かつ円滑な議会運営にお力を発揮されますよう念願するものであります。

それでは、ただいま上程されました議案第1号 監査委員の選任同意について、提案理由の説明を申し上げます。

先般、議員選任の塚田秀知監査委員の辞職願を承認し、4月25日付をもって辞職したことに伴い、後任の監査委員を選任するものです。

塚田監査委員におかれましては、在任中その職務に全力を傾注され、厚く感謝と敬意を表するところであります。

今回、提案します議員選任の監査委員は小川洋一議員であります。小川議員はご承知のとおり旧馬頭町議会議員から引き続き那珂川町議会議員を歴任され、平成15年5月から2年間旧馬頭町監査委員を、また平成26年5月からは南那須広域行政事務組合監査委員としても務

められていることから、議員選任の監査委員として、識見もすぐれ適任者として提案するものであります。

つきましては、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意いただけますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 那珂川町監査委員の選任同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

小川洋一君の入場を許します。

[14番 小川洋一君入場]

○議長（塚田秀知君） 小川洋一君に申し上げます。

議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第5、議案第2号 那珂川町新庁舎（付属棟）建設工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第2号 那珂川町新庁舎（付属棟）建設工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

付属棟建設工事につきましては、現在工事を進めております本体庁舎の付属棟として、鉄骨造1階建てに発電機室、電気室、外部倉庫、防災備蓄倉庫等を配置する工事であります。

本工事の契約更新につきましては、4月25日開催の議会全員協議会において、ご説明申し上げ、近接工事扱いとして諸経費率を調整し、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号の時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるときの規定に基づき、本体庁舎建設工事の施工者から見積もりを徴し、随意契約方式により契約を締結するものです。

その結果、見積書記載金額6,600万円、消費税を含めた契約金額7,128万円で大田原市の七浦建設株式会社を代表構成員とし、那珂川町の佐藤建設株式会社並びに鈴木建設株式会社を構成員とする七浦・佐藤・鈴木特定建設工事共同企業体と契約を締結するものです。

地方自治法第96条第1項第5号及び那珂川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 補足説明を申し上げます。

契約の締結内容についてですが、1、契約の目的、那珂川町新庁舎（付属棟）建設工事。2、契約の方法、随意契約。3、契約金額、7,128万円。4、契約の相手方、栃木県大田原市若草2丁目1059番地1、七浦・佐藤・鈴木特定建設工事共同企業体、代表、七浦建設株式会社代表取締役、福田保男です。

なお、同共同企業体の構成につきましては、ただいま町長から申し上げましたとおり、那珂川町の佐藤建設株式会社と鈴木建設株式会社です。

参考資料をごらんください。

見積もりの結果ですが、提出された見積もりについて4月26日、副町長室において開札を行いました。開札結果は、見積もり業者及び見積書記載金額のとおりであり、予定価格以下で最低制限価格以上の範囲でありましたので、同日に七浦・佐藤・鈴木特定建設工事共同企業体に決定いたしました。

なお、本入札の予定価格は税込み7,705万8,000円、税抜きでは7,135万円で落札率は近接

工事として諸経費率を調整していることから92.50%でした。参考までに、通常工事で発注した場合の落札率は82.86%となります。

仮契約につきましては、4月28日に締結をいたしました。

次に、参考資料裏面をごらんください。

1、契約金額の内訳は、見積書記載金額6,600万円に消費税相当額528万円を加えた7,128万円が契約書記載金額となります。

2、工事場所は、那須郡那珂川町馬頭555番地です。

3、工事の内容ですが、建築工事一式では構造、鉄骨造。階数は地上1階建て。建築面積327.66平方メートル。延べ床面積も同様です。機械設備工事一式です。

4、工期は着手日を議会の議決を得た日から3日を経過した日とし、完成日を本体庁舎の建設工期と同日の平成29年2月28日とします。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 那珂川町新庁舎（附属棟）建設工事請負契約の締結については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

ここで、執行部には大変恐縮ですが退席をしていただきたいと思います。

なお、町長の出席について求めがあれば、これを許します。

休憩します。

再開は25分といたします。

休憩 午前 11 時 11 分

再開 午前 11 時 25 分

○議長（塚田秀知君） 再開します。

◎常任委員の選任

○議長（塚田秀知君） 日程第6 常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

休憩します。

休憩 午前 11 時 25 分

再開 午前 11 時 28 分

○議長（塚田秀知君） 再開します。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、常任委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ただいま各常任委員会が構成されましたが、正副委員長がともに決まっておられませんので、委員会条例第10条第1項の規定により、本日ただいま、総務企画、教育民生、産業建設、各常任委員会を招集します。

各常任委員会は、正副委員長を互選の上、報告願います。

各常任委員会の会場は、事務局長より連絡いたします。

○事務局長（高林伸栄君） 各常任委員会の会場を申し上げます。

総務企画常任委員会は議長室、教育民生常任委員会は議員控室、産業建設常任委員会は2階の第1委員会室とします。

以上であります。

○議長（塚田秀知君） 休憩します。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時42分

○議長（塚田秀知君） 再開します。

休憩中に、各常任委員会が開かれて、正・副委員長が決定し、報告がありましたので、結果を申し上げます。

総務企画常任委員会委員長 岩村 文郎君
副委員長 大森 富夫君
教育民生常任委員会委員長 益子 明美さん
副委員長 鈴木 繁君
産業建設常任委員会委員長 石田 彬良君
副委員長 阿久津武之君

以上のおりであります。

◎議会運営委員の選任

○議長（塚田秀知君） 日程第7、議会運営委員の選任についてを行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

休憩します。

休憩 午前11時43分

再開 午前 11 時 46 分

○議長（塚田秀知君） 再開します。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ただいま議会運営委員会が構成されましたが、正副委員長がともに決まっておられませんので、委員会条例第10条第1項の規定により、本日ただいま、議会運営委員会を議員控室に招集します。

正副委員長を互選の上、報告願います。

休憩します。

休憩 午前 11 時 47 分

再開 午前 11 時 55 分

○議長（塚田秀知君） 再開します。

休憩中に議会運営委員会が開かれて正副委員長が決定し、報告がありましたので、その結果を申し上げます。

議会運営委員会委員長 川上 要一 君

副委員長 阿久津武之 君

以上のとおりであります。

◎日程の追加

○議長（塚田秀知君） お諮りします。

議会広報特別委員会の全委員から、委員の辞任願が提出されております。議会広報特別委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第6として議題にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会の辞任についてを日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定いたします。

議案を配付します。

〔配布〕

◎議会広報特別委員の辞任について

○議長（塚田秀知君） 追加日程第6、議会広報特別委員の辞任についてを議題とします。
お諮りします。

議会広報特別委員会の全委員の辞任を許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、全委員の辞任を許可することに決定しました。

◎日程の追加

○議長（塚田秀知君） お諮りします。

ただいま議会広報特別委員が全員辞任となりましたので、議会広報特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第7として議会広報特別委員の選任を行いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第7として委員の選任を行うことに決定しました。

◎議会広報特別委員の選任

○議長（塚田秀知君） 追加日程第7、議会広報特別委員の選任を行います。

議会広報特別委員については、委員会条例第8条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

休憩します。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 零時01分

○議長（塚田秀知君） 再開します。

お諮りします。

議会広報特別委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員は、お手元に配りました名簿のとおり決定しました。

ただいま議会広報特別委員会が構成されましたが、正副委員長がともに決まっておられないので、委員会条例第10条第1項の規定に基づき、本日ただいま、議会広報特別委員会を議員控室に招集します。

正副委員長を互選の上、報告願います。

休憩します。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 零時 10分

○議長（塚田秀知君） 再開します。

休憩中に議会広報特別委員会が開かれ正副委員長が決定し、報告がありましたので、結果を申し上げます。

議会広報特別委員会委員長 益子 輝夫 君

副委員長 石川 和美 君

以上のとおりであります。

◎日程の追加

○議長（塚田秀知君） お諮りします。

南那須地区広域行政事務組合議会の議員については、同組合同規約第6条第1項の規定により、当議会から6名を選出しておりますが、先例により委員会の構成時にあわせて議員の選出を行っております。南那須地区広域行政事務組合議会議員の選出についてを日程に追加し、追加日程第8として南那須地区広域行政事務組合議会議員の選出を行いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、南那須地区広域行政事務組合議会議員の選出についてを日程に追加し、追加日程第8として議員の選出を行うことに決定しました。

追加日程第8を配付します。

〔配布〕

◎南那須地区広域行政事務組合議会議員の選出

○議長（塚田秀知君） 追加日程第8、南那須地区広域行政事務組合議会議員の選出を行いま

す。

お諮りします。

南那須地区広域行政事務組合議会議員の選出の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

議長において、指名することに決定しました。

南那須地区広域行政事務組合議会議員に、石川和美君、益子明美さん、大金市美君、岩村文郎君、川上要一君、阿久津武之君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました石川和美君、益子明美さん、大金市美君、岩村文郎君、川上要一君、阿久津武之君を南那須地区広域行政事務組合議会議員の当選人と決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました石川和美君、益子明美さん、大金市美君、岩村文郎君、川上要一君、阿久津武之君が南那須地区広域行政事務組合議会議員に当選しました。

ただいま南那須地区広域行政事務組合議会議員に選出された石川和美君、益子明美さん、大金市美君、岩村文郎君、川上要一君、阿久津武之君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。受諾されたものと認めます。

休憩します。

休憩 午後 零時15分

〔継続調査申出書配布〕

再開 午後 零時20分

○議長（塚田秀知君） 再開します。

◎日程の追加

○議長（塚田秀知君） お諮りします。

総務企画常任委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されています。総務企画常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第9として議題にしたいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

総務企画常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第9として議題とすることに決定しました。

◎総務企画常任委員会の閉会中の継続調査

○議長（塚田秀知君） 追加日程第9、総務企画常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務企画常任委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書記載の事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程の追加

○議長（塚田秀知君） お諮りします。

教育民生常任委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されています。教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第10として議題にしたいと思いを。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第10として議題とすることに決定しました。

◎教育民生常任委員会の閉会中の継続調査

○議長（塚田秀知君） 追加日程第10、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

教育民生常任委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書記載の事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（塚田秀知君） お諮りします。

産業建設常任委員会委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されています。産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第11として議題にしたいと思いを。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第11として議題とすることに決定しました。

◎産業建設常任委員会の閉会中の継続調査

○議長（塚田秀知君） 追加日程第11、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

産業建設常任委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書記載の事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程の追加

○議長（塚田秀知君） お諮りします。

議会運営委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されています。議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第12として議題にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第12として議題とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（塚田秀知君） 追加日程第12、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書記載の事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程の追加

○議長（塚田秀知君） お諮りします。

議会広報特別委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されています。議会広報特別委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第13として議題としたいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

議会広報特別委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第13として議題とすることに決定しました。

◎議会広報特別委員会の閉会中の継続調査

○議長（塚田秀知君） 追加日程第13、議会広報特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会広報特別委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書記載の事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（塚田秀知君） これにて、本臨時会に付された事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第3回那珂川町議会臨時会を閉会します。

ご起立お願いします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時 27分